## 議題1 第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針について

## 議題2 人権教育・人権啓発の取組について

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針について説明させていただきます。 はじめに、指針のP42~P43をご覧ください。

指針の策定の前提となったのが平成12年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」になります。

法律の第1条で、この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。と規定されています。

国の責務については、第4条で規定されており、地方公共団体については、第5条の 2行目で人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること が規定されています。

それから,第7条の後段で,国は人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため,人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。と規定されていることから,国において,平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

P2ご覧ください。4段落目になりますが、本市においては基本計画の策定を受けて 平成14年5月に「芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定し、この 指針の期間が終了した後の平成23年4月に第2次指針を策定しました。

また、から4行目、第3次指針は、第2次指針の期間終了が迫る平成26年度に「人権についての市民意識調査」を実施し、この結果を参考にするとともに、こちらの懇話会のご意見を伺いながら、平成28年3月に改訂いたしました。

P1をご覧ください。「第3次総合推進指針」の構成について説明します。

第1章, 策定にあたってとして, 策定の趣旨と目的・国際社会・日本・芦屋市の取組を記載しております。

第2章,人権と人権教育・人権啓発に関する基本理念として,基本理念,人権教育・人権啓発推進のための基本方針について記載しております。

基本方針については,P11をご覧ください。

## (1) 人権教育の充実

人権の基本理念のもとに、すべての人びとに対する人権教育を充実します。

# (2) 学習・交流機会の充実

人権学習の場と機会を充実するとともに、人びとの交流機会を高め、多様 な人びとの間の理解を深めます。

## (3) 啓発・広報の強化

人権に関する啓発と広報の機能を強化し、すべての人びとの人権への理解と 人権感覚を高めます。

## (4) 相談・支援体制の確立

人権問題について市民が容易に相談できる機能を高めるとともに,複雑・多様化する人権課題に対して総合的に取り組む体制を確立します。

#### (5) 関係機関・団体間の連携強化

人権に関わる機関・団体などの間の情報共有や連携強化を進めることによって、人権教育・人権啓発の効果を高めます。となっております。

P1にお戻りください。第3章 主な人権問題の現状と方向性として、主な人権課題について記載しており、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV感染者など、犯罪被害者など、刑を終えて出所した人、情報化に伴う人権侵害、性的少数者、その他の人権問題の12項目を記載しております。

それでは、それぞれの人権課題に対して、指針と資料1を基に近年の動向や主な取り 組みについて説明いたします。

#### P12をご覧ください。

女性の人権について、真ん中の市民意識調査の結果によると女性に関する問題点と して、男性と女性が共同で行うことができる就労環境や社会の仕組みが未整備、職場に おける男女の待遇の違い、配偶者や恋人からの暴力などが主な問題となっています。

資料1(主な人権課題に対する近年の動向)に1(女性)をご覧ください。

問題解決に向け、国において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」(H27.8)が制定され、本市においても「芦屋市男女共同参画条例」

(H21.4.1) に基づき,「芦屋市 DV 対策基本計画」(H23.3),「第3次芦屋市男女共同参画行動計画(ウィザスプラン)」(H25~H29) を策定しています。

現在,ウィザスプランの改訂を行っていますが,国が進めている「すべての女性が輝く社会」の実現をめざし,第2次女性活躍推進計画に盛り込みます。

指針のP13をご覧ください。

この方向性は、課題の解決に向けて、この指針の期間の平成32年度までの取り組むべき項目を明らかにしたものです。

女性については、①講座、研修の内容を充実し、男女共同参画社会の意義を普及させる、②ワークライフバランスの推進、③就労機会の拡大、④DV被害の防止、早期発見、安全確保を図っています。主な方向性は以上です。

この方向性や現状の取組について、委員の皆さまにはそれぞれの分野で活動されている立場からご意見をいただければと思います。

#### P14をご覧ください。

子どもの人権について、下のグラフをご覧ください。子どもに関する問題点として、 親による虐待、育児放棄、子ども同士のいじめなどが主な問題となっています。

資料1の2 (子ども) をご覧ください。

子どもについては、国においていじめ防止対策推進法 (H25.9) が施行され、本市では芦屋市いじめ防止基本方針 (H26.12) 子育て未来応援プランあしや等を策定しています。

また、岩槻先生から事前にお教えいただいたのですが、指針の策定後の平成29年2月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」(H29.2)が施行されました。この法律は、不登校になった子どもが増加していていることを受け、不登校の子どもに対する教育機会を確保し支援を進めるためにできたものになりますので、対策として小学校卒業後の進路の確保などに積極的に努めております。

指針のP15をご覧ください。

具体的な方向性として、①児童虐待の防止啓発、②いじめの防止、早期発見に向けた相談体制の充実、③地域で子育てをしやすい環境をつくるための支援、④子ども見守り活動などを行っております。主な方向性は以上です。

## P16をご覧ください

高齢者の人権について、下のグラフをご覧ください。高齢者の問題点として、介護を支援する制度が不十分、働ける場所や能力を発揮する機会が少ない。などが主な問題となっています。

資料1の3 (高齢者) をご覧ください。

高齢者については、高齢化がますます進んでいく中、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく、いきいきと暮らしていける社会をつくっていくために国において法整備がなされ、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(H26.6)、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(H29.6)、本市においても、第7次芦屋すこやか長寿プラン21(第7次芦屋市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画)(H27~H29)を策定しています。

第8次すこやか長寿プランについては、現在改訂作業を進めています。

指針のP17をご覧ください。

具体的な方向性として、①財産侵害や虐待などの早期発見を図り、権利擁護支援センターの広報と相談体制の充実に努める。②高齢者生活支援センターの機能強化や高齢者の見守りを支援する体制をつくる。③認知症に関する啓発、④高齢者の社会参加や就労機会の充実、⑤公共施設等のバリアフリー化等を行っております。主な方向性については以上です。

#### P18をご覧ください。

障がいのある人の人権について、下のグラフをご覧ください。障がいのある人の問題 点として、働ける場所や能力を発揮する機会が少ない、障害のあるなしに関わらずお互 いに理解を深める機会が少ないなどが主な問題となっています。

資料1の4 (障害のある人) をご覧ください

障がいのある人について、大きな動きとして、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」(H25.6)(H28.4 施行)が施行され、公的機関や企業やお店などの事業者に不当な差別的取扱いの禁止、合理的な配慮の提供が求められるようになりました。2ページ目、本市においても、「芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画」(H27~H32)、「芦屋市第4期障害福祉計画」(H27~H29)を策定し、昨年の4月には「芦屋市心がつながる手話言語条例」(H29.4)を制定しました。この条例に基づいて、職員の手話研修に力を入れているところです。

市民に対しても出前講座などを通して、手話を知っていただこうと進めているところです。

指針のP19をご覧ください。

具体的な方向性として、①広報等による障がいに対する理解の普及・啓発、②公共施設等のバリアフリー化、③障がいのある人の就労支援等を主に行っております。主な方向性については以上です。

## P20をご覧ください

同和問題について、下のグラフをご覧ください。 同和問題における問題点として、同和地区への居住の敬遠、結婚における周囲からの反対、就職・職場での差別・不利な扱い、インターネットや携帯電話への差別的な書き込みなどが主な問題となっています。 資料1の2ページ目、5(同和問題)をご覧ください。

同和問題についての大きな動きとして、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)(H28.12)が施行されました。部落差別の存在を初めて認知した法律であり、国や地方公共団体の責務を明らかにしています。指針の策定後に成立していますので、指針には盛り込まれていませんが、本市では、この法律の周知を行い、啓発に取り組んでいきます。

指針のP21をご覧ください。

具体的な方向性として、1つ目、同和問題についてより広く啓発し、3つ目、戸籍などの不正取得を防止するため、本人通知制度の周知と適正な運用を図っています。主な方向性については以上です。

#### P22をご覧ください。

外国人の人権ついて、近年、外国人観光客の増加や国内で生活している外国人も急激に増えています。芦屋市では、1562人(H30.1現在)の方が住民登録されています。下のグラフをご覧ください。在住外国人に対する問題点として、言葉の違いで情報が伝わりにくい。

外国人と日本人がお互いにふれあい理解を深める機会が少ない。などが主な問題とな

っています。

P23をご覧ください。

具体的な方向性として、①外国人に対する偏見や差別を解消するため、多様性を尊重する人権意識の啓発、②国際交流の拠点である潮芦屋交流センターにて、姉妹都市交流、異文化交流の機会の充実、日本語学習支援などを行い、国籍を超えた相互の理解とコミュニケーションの向上を支援しています。③公共施設において、多言語表記で案内し、情報提供の充実を図るなど外国人が暮らしやすい環境づくりに取り組んでいます。主な方向性については以上です。

HIV感染者などの人権以降については、時間の関係上、本市の最近の取組に絞って 説明させていただきます

P24の下、犯罪被害者について説明させていただきます。

犯罪被害者などの人権について、資料1の2ページ目、6 (犯罪被害者)をご覧ください。犯罪被害者については、平成16年に犯罪被害者基本法が制定され、本市においては、平成28年4月に「芦屋市犯罪被害者等支援条例 (H28.4) が施行され、条例に基づく支援や広報等による啓発を行っています。

また、国においても犯罪による被害を防止するため「再犯の防止等の推進に関する法律」(H28.12) が施行されましたので、再犯防止に向けた取組を行うこととしています。 P26をご覧ください。

情報化などに伴う人権侵害について、インターネットやSNSの普及によって、匿名性や情報発信の容易さから個人の名誉を侵害し、差別を助長する表現の書き込みなど多くの人権侵害が発生しています。また、子どもが加害者や被害者になるトラブルも発生しており、本市では、平成28年から小中学生が自らスマートフォンの正しい利用について考える「芦屋市スマホサミット」を開催する等、利用方法に対する正しい理解を深めるための啓発を行っています。

#### P27をご覧ください

性的少数者の人権について、性的少数者とは、同性愛者や両性愛者、身体の性別と異なる性別で生きることを望む少数の人たちのことをいいます。大体人口の3~5%程度存在すると言われており、以前に比べると周囲の理解が深まってきていますが、まだ理解不足や偏見にさらされることもあります。また、打ち明けることができず自殺に至る事案も発生していますので、多様な性があるということについて啓発を図っていくことが課題となっています。本市では、今年度、研修、講演会等を実施し、広報等による啓発(3月1日号特集)などを行っていきます。第3章の説明は以上です。

#### P1にお戻りください。

第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性として、家庭、学校、地域、事業所、その他の場や機会について記載しております。家庭、学校、地域については主な人権課題で説明した内容と重複するため割愛させていただきますが、委員の皆さまは、日頃、実際に地域で活動をされておられますので、それぞれの立場からご意見をいただければと思います。

#### 30ページ下をご覧ください

事業所については、近年、長時間労働による過労死、自殺、パワハラやセクハラなどのハラスメントが大きな問題となっています。企業にも社会の一員として就業条件や就業環境などにおいて、人権を尊重することが求められていますので、本市では、毎年1回企業人権セミナーを開催し、人権教育・啓発を行っています。第4章については以上です。

## P32をご覧ください。

第5章 市職員等への啓発として、市職員への教育、啓発について記載しております。 平成26年度に職員に対する意識調査を行いましたが、人権を身近に感じているかという問いに対して、消極的な答えをした職員が半数近くいました。

すべての職員がより高い人権感覚を身につけていくことが求められますので、33ページの方向性の1つ目の最後に記載のあるとおり、平成28年度から各職場に人権リーダーを設置し、自らテーマを設定し話し合うなどの研修を実施し、人権意識の向上を図っています。

次に特定職業従事者の意識の向上ですが、特定職業従事者とは、3行目にありますように教職員、福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員などを指します。

これらの職種は、プライバシーの保護などより一層人権に対する配慮が求められていますので、適切な対応ができるよう研修を行っています。第5章については以上です。 P35をご覧ください

第6章 本指針の総合的・効果的な推進として、事業計画の策定と評価などについて記載しております。6-1、指針の具体的な施策については、年度当初に本日配布しております人権施策に関する進行管理調書(資料 3)を作成し、各人権課題の方向性に沿って実施している事業内容について、効果的に実施できているかどうか進行管理と事業評価を行うことにより次年度の事業計画を策定します。事業評価の基準や方法については、この懇話会に諮ることとなっています。また、平成 3 2 年度に指針の改訂作業を行います。

最後に用語説明を載せております。議題の説明については以上です。